自衛隊法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十三号

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条、第三十条、第百条の二第二項及び第三項並びに第百三条第一項及び第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項、第十一条の三第一項、第十六条第三項及び別表第二備考(一)並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令の一部改正

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「研究本部」を「教育訓練研究本部」に改める。

第六条第一項及び第二項中「方面隊、師団、旅団及び中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊、師団及び旅団」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（陸上総隊）

第六条の二　陸上総隊は、陸上総隊司令部及び空挺団一、水陸機動団一、ヘリコプター団一、システム通信団一、中央即応連隊一、特殊作戦群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は陸上総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

（陸上総隊司令官）

第六条の三　陸上総隊司令官は、陸将をもつて充てる。

2　陸上総隊司令部の事務は、陸上総隊司令官が掌理するものとする。

（陸上総隊司令部）

第六条の四　陸上総隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸将をもつて充てる。

2　幕僚長は、陸上総隊司令官を補佐し、陸上総隊司令部の部内の事務を整理する。

3　陸上総隊司令部に、所要の部及び課を置く。

第十条ただし書中「師団司令部」の下に「、即応機動連隊」を加え、同条第一号中「普通科連隊三又は四、特科連隊一、戦車大隊二」を「即応機動連隊一、普通科連隊二」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　普通科連隊三、特科連隊一、戦車大隊一及び高射特科大隊一

四　普通科連隊三、特科連隊一及び高射特科大隊一

第十二条の二ただし書中「旅団司令部」の下に「、即応機動連隊」を加え、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　即応機動連隊一及び普通科連隊一

第十二条の五から第十二条の七までを削る。

第十三条中「方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部」を「陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部」に改める。

第三十一条中「職は」の下に「、陸上総隊司令官」を加える。

第三十三条の二の表陸上自衛隊幹部学校の項を削り、同表陸上自衛隊富士学校の項中「行う」の下に「とともに、これらの部隊の運用及び相互協同等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊高射学校の項中「行う」の下に「とともに、高射特科部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同項の次に次のように加える。

陸上自衛隊情報学校	静岡県駿東郡小山町	情報科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、情報科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。

第三十三条の二の表陸上自衛隊航空学校の項中「行う」の下に「とともに、航空科部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊施設学校の項中「行う」の下に「とともに、施設科部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊通信学校の項中「行う」の下に「とともに、通信科部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊武器学校の項中「行う」の下に「とともに、武器科部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊需品学校の項中「行う」の下に「とともに、需品科部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊輸送学校の項中「行う」の下に「とともに、輸送科部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊小平学校の項中「情報科」を削り、「業務管理等に」を「業務管理等の業務に関し」に改め、「行う」の下に「とともに、警務科部隊若しくは会計科部隊又は人事、業務管理等の業務に従事する部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊衛生学校の項中「行う」の下に「とともに、衛生科部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加え、同表陸上自衛隊化学学校の項中「行う」の下に「とともに、これらの業務に従事する部隊の運用等に関する調査研究を行う」を加える。

第三十八条の四（見出しを含む。）中「第二十五条第七項」を「第二十五条第八項」に改める。

第三章第五節を次のように改める。

第五節　教育訓練研究本部

（教育訓練研究本部の名称、位置及び所掌事務）

第四十八条の四　教育訓練研究本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
陸上自衛隊教育訓練研究本部	東京都目黒区	一　陸上自衛隊における法第二十五条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務を行うこと。 二　陸上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。 三　陸上自衛隊における大部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。

第百二十六条の五第一項第三号中「及び自衛隊の学校」を「、自衛隊の学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部」に改める。

第百二十六条の九の三第一号中「、陸上自衛隊幹部学校」を削り、「及び航空自衛隊幹部学校」を「、航空自衛隊幹部学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部」に改める。

第百二十七条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　陸上総隊司令官